

## 労働基準法及び労働安全衛生法

[問3] 労働基準法第35条に定めるいわゆる法定休日を日曜とし、月曜から土曜までを労働日として、休日及び労働時間が次のように定められている製造業の事業場における、労働に関する時間外及び休日の割増賃金に関する記述のうち、正しいものはどれか。

日	月	火	水	木	金	土
休	6	6	6	6	6	6

労働日における労働時間は全て

始業時刻：午前10時、終業時刻：午後5時、休憩：午後1時から1時間

- A 日曜に10時間の労働があると、休日割増賃金の対象になるのは8時間で、8時間を超えた2時間は休日労働に加えて時間外労働も行われたことになるので、割増賃金は、休日労働に対する割増率に時間外労働に対する割増率を加算する必要がある。
- B 日曜の午後8時から月曜の午前3時まで勤務した場合、その間の労働は全てが休日割増賃金対象の労働になる。
- C 月曜の時間外労働が火曜の午前3時まで及んだ場合、火曜の午前3時までの労働は、月曜の勤務における1日の労働として取り扱われる。
- D 土曜の時間外労働が日曜の午前3時まで及んだ場合、日曜の午前3時までの労働に対する割増賃金は、土曜の勤務における時間外労働時間として計算される。
- E 日曜から水曜までは所定どおりの勤務であったが、木曜から土曜までの3日間の勤務が延長されてそれぞれ10時間ずつ労働したために当該1週間の労働時間が48時間になった場合、土曜における10時間労働の内8時間が割増賃金支払い義務の対象労働になる。



### 問3 正解C

A × (則 20 条、平 11.3.31 基発 168 号)

36 協定において休日の労働時間を 10 時間と定めた場合の割増賃金については、当該労働時間が 8 時間を超える場合であっても、**その時間が深夜業に該当しない限り、割増率は休日労働の分の 3 割 5 分以上のままでよい。**

B × (平 6.5.31 基発 331 号ほか)

休日は原則として午前 0 時から午後 12 時までの暦日のことをいうから、法定休日の日の午前 0 時から午後 12 時までの時間帯に労働した部分が休日労働に対する割増賃金の支払を要する時間となる。設問の場合、月曜の午前 0 時から午前 3 時までは、休日労働に対する割増賃金の対象にならない。

C ○ (平 11.3.31 基発 168 号ほか)

設問のとおりである。継続勤務が 2 暦日にわたる場合であっても、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として「1 日」の労働とされるから、時間外労働が引き続き翌日の所定労働時間に及んだ場合には、翌日の所定労働時間の始業時刻までの超過時間に対して割増賃金を支払うこととなる。

D × (平 6.5.31 基発 331 号ほか)

休日は原則として午前 0 時から午後 12 時までの暦日のことをいうから、法定休日の前日の勤務が延長されて法定休日に及んだ場合には、法定休日の日の午前 0 時から午後 12 時までの 24 時間に労働した部分が休日労働に対する割増賃金の支払を要する時間となる。設問の場合、日曜の午前 0 時から午前 3 時までの労働は、休日労働に対する割増賃金の支払い義務の対象となる。

E × (法 37 条 1 項)

設問の場合、木曜、金曜及び土曜の各日において法定労働時間である 8 時間を延長して労働させたこととなるため、各日について、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した額の時間外労働における割増賃金を支払わなければならず、さらに 1 週間の法定労働時間（40 時間）を超えた土曜の 2 時間分について、同様に割増賃金を支払わなければならない。土曜における 10 時間労働の内 8 時間が割増賃金支払い義務の対象となるものではない。

[問9] 労働安全衛生法第45条に定める定期自主検査に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 事業者は、現に使用している動力プレスについては、1年以内ごとに1回、定期に、労働安全衛生規則で定める自主検査を行わなければならないとされているが、加工材料に加える圧力が3トン未満の動力プレスは除かれている。
- B 事業者は、現に使用しているフォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、労働安全衛生規則で定める自主検査を行わなければならないとされているが、最大荷重が1トン未満のフォークリフトは除かれている。
- C 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車は、労働安全衛生法第45条第2項に定める特定自主検査の対象になるので、事業者は、その使用する労働者には当該検査を実施させることが認められておらず、検査業者に実施させなければならない。
- D 屋内作業場において、有機溶剤中毒予防規則に定める第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤等を用いて行う印刷の業務に労働者を従事させている事業者は、当該有機溶剤作業を行っている場所で稼働させている局所排気装置について、1年以内ごとに1回、定期に、定められた事項について自主検査を行わなければならない。
- E 事業者は、定期自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを5年間保存しなければならない。



## 問9 正解D

- A × (法 45 条 2 項、労働安全衛生法施行令（以下問 10 まで「令」とする）15 条 2 項、則 151 条ほか)

動力により駆動されるプレス機械は、法 45 条 2 項に規定される特定自主検査の対象とされ、設問の加工材料に加える圧力が 3 トン未満の動力プレスも特定自主検査の対象とされる。

- B × (法 45 条 2 項、令 15 条 2 項、則 151 条ほか)

フォークリフトは、法 45 条 2 項に規定される特定自主検査の対象とされ、設問の、最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトが除かれるという規定はない。

- C × (法 45 条 2 項、令 15 条 2 項)

設問の特定自主検査を行うときは、「その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの」又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の登録を受けた検査業者に実施させなければならないとされ、特定自主検査は、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するものにも実施させることができる。

- D ○ (有機溶剤中毒予防規則 20 条 2 項)

設問のとおりである。有機溶剤とは、物を溶かす性質のある物質で、炭素化合物を含むものをいう。揮発性が高いため、有機溶剤作業を行う屋内作業場においては、換気装置として「局所排気装置」が必要であり、当該局所排気装置については、1 年以内ごとに 1 回、定期に、自主検査を行わなければならず、当該自主検査の記録を 3 年間保存しなければならない。

- E × (則 151 条の 23)

事業者は、労働安全衛生法に規定する自主検査を行ったときは、所定の事項（検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査を実施した者の氏名及び検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容）を記録し、これを「3 年間」保存しなければならないとされている。

## 労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

[問4] 労災保険に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 労災保険法に基づく遺族補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき遺族補償年金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族は、自己の名で、その未支給の遺族補償年金の支給を請求することができる。
- イ 労災保険法に基づく遺族補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者が死亡前にその遺族補償年金を請求していなかったときは、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族は、自己の名で、その遺族補償年金を請求することができる。
- ウ 労災保険法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡し、その者が死亡前にその保険給付を請求していなかった場合、未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる。
- エ 労災保険法又は同法に基づく政令及び厚生労働省令に規定する期間の計算について、同省令において規定された方法によることとされており、民法の期間の計算に関する規定は準用されない。
- オ 試みの使用期間中の者にも労災保険法は適用される。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エの 1 肢が誤りのため、A が正解となる。

#### 問 4 正解 A

##### ア ○ (法 11 条 1 項)

設問のとおりである。遺族補償年金（遺族年金）の受給権者が死亡した場合に、その受給権者に支給すべき保険給付で、まだ支給されていないもの（未支給の保険給付）がある場合、当該遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる他の遺族が、自己の名で、未支給の遺族補償年金（遺族年金）の支給を請求することができる。

##### イ ○ (法 11 条 2 項)

設問のとおりである。

##### ウ ○ (法 11 条 4 項)

設問のとおりである。遺族補償年金（遺族年金）以外の保険給付の受給権者が死亡した場合は、死亡した受給権者の配偶者（事実上婚姻関係にあった者も含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもののうち最先順位にある者が、未支給の保険給付の支給を請求することができる。

##### エ × (法 43 条、民法 138 条ほか)

民法 138 条は、法令に特別の定めがある場合等を除き、民法の規定に従うものとしているが、労災保険法 43 条においては、民法の期間の計算に関する規定を準用する旨規定されている。

##### オ ○ (法 3 条 1 項)

設問のとおりである。労災保険法は、労働者を使用する事業を適用事業としており、労災保険法上の労働者は、原則として労働基準法 9 条における労働者と同義であると解されているため、試みの使用期間中の者にも労災保険法は適用される。

[問9] 労働保険徴収法第17条に規定する追加徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 政府が、保険年度の中途中に、一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、増加した保険料の額の多少にかかわらず、法律上、当該保険料の額について追加徴収が行われることとなっている。
  - イ 政府が、保険年度の中途中に、一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引下げを行ったときは、法律上、引き下げられた保険料の額に相当する額の保険料の額について、未納の労働保険料その他この法律による徴収金の有無にかかわらず還付が行われることとなっている。
  - ウ 追加徴収される概算保険料については、所轄都道府県労働局歳入徴収官が当該概算保険料の額の通知を行うが、その納付は納付書により行われる。
  - エ 追加徴収される概算保険料については、延納をすることはできない。
  - オ 追加徴収される增加概算保険料については、事業主が增加概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は増加概算保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知しなければならない。
- A 一つ
  - B 二つ
  - C 三つ
  - D 四つ
  - E 五つ



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イ、エ及びオの 3 肢が誤りのため、C が正解となる。

## 問9 正解C

### ア ○ (法 17 条 1 項)

設問のとおりである。追加徴収による概算保険料は、増加概算保険料の場合とは異なり、額の多少を問わず徴収される。政府は、設問の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

### イ × (法 17 条)

一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引下げを行ったときであっても、概算保険料は還付されない。引下げ分については、次の保険年度の年度更新の手続きにおいて確定精算されることとなる。

### ウ ○ (法 17 条 2 項、則 26 条ほか)

設問のとおりである。所轄都道府県労働局歳入徴収官は、概算保険料を追加徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日（当日起算）をその納期限と定め、事業主に、「納付書」によって通知しなければならない。通知を受けた事業主は、所轄都道府県労働局歳入徴収官が定めた納期限までに、「納付書」によって追加徴収による概算保険料を納付しなければならない。

### エ × (法 18 条、則 31 条)

追加徴収による概算保険料については、当初の概算保険料について延納をしている場合に限り、延納することができる。

### オ × (法 15 条 3 項、法 16 条、法 17 条)

増加概算保険料について、認定決定は行われない。また、追加徴収される概算保険料と増加概算保険料とは別個のものであり、「追加徴収される増加概算保険料」というものはない。

## 雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

[問7] 雇用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 適用事業の事業主は、雇用保険の被保険者に関する届出を事業所ごとに行わなければならないが、複数の事業所をもつ本社において事業所ごとに書類を作成し、事業主自らの名をもって当該届出をすることができる。
- イ 事業主が適用事業に該当する部門と任意適用事業に該当する部門を兼営している場合、それぞれの部門が独立した事業と認められるときであっても、すべての部門が適用事業となる。
- ウ 雇用保険法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの）の事業及び法人である事業主の事業を除く。）は、その労働者の数が常時5人以下であれば、任意適用事業となる。
- エ 失業等給付に関する審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなされない。
- オ 雇用安定事業について不服がある事業主は、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アの 1 肢が正しいため、A が正解となる。

## 問 7 正解 A

### ア ○ (則 3 条、行政手引 22001)

設問のとおりである。事業主は、法の規定により行うべき被保険者に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならないが、雇用保険に関する事務をその事業所ごとに処理するとは、例えば、資格取得届、資格喪失届等を 事業所ごとに作成し、これらの届出等は個々の事業所ごとにその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出すべきであるという趣旨である。したがって、現実の事務を行う場所が個々の事業所である必要はなく、例えば、本社において事業所ごとに書類を作成し、事業主自らの名をもって提出することは差し支えない。この場合には、各届書の事業所欄には必ず個々の事業所の所在地を記載し、事業主住所氏名欄には、その本社の所在地及び事業主の氏名を記載するものとされている。

### イ × (行政手引 20106)

事業主が適用事業に該当する部門（以下「適用部門」という。）と暫定任意適用事業に該当する部門（以下「非適用部門」という。）とを兼営している場合で、それぞれの部門が独立した事業と認められる場合は、「適用部門のみが適用事業」となる。また、一方が他方の一部門にすぎず、それぞれの部門が独立した事業と認められない場合であって、主たる業務が適用部門であるときは、当該事業主の行う事業全体が適用事業となる。

### ウ × (法附則 2 条、令附則 2 条、行政手引 20105)

5 人の計算に当たっては、適用除外労働者も含まれる。したがって、日雇労働者も含めて計算する。ただし、法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、「その数のいかんにかかわらず」、適用事業として取り扱う必要はないとされている。

### エ × (法 69 条 1 項、3 項)

失業等給付に関する審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみ

なされる。

**才 × (法 69 条 1 項、行政不服審査法 1 条 2 項、行政事件訴訟法 8 条 1 項)**

被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付に関する処分又は不正受給に係る失業等給付の返還命令若しくは納付命令についての処分以外の処分については、法 69 条 1 項の規定に基づく審査請求はできない。そのため、雇用安定事業について不服がある事業主は、雇用保険審査官に対して審査請求をすることはできず、行政不服審査法により厚生労働大臣に対して審査請求を行い、又は行政事件訴訟法により処分の取消しの訴えを提起することになる。

[問 9] 労働保険料の納付等に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 A から E までのうちどれか。

ア 1 日 30 分未満しか働かない労働者に対しても労災保険は適用されるが、当該労働者が属する事業場に係る労災保険料は、徴収・納付の便宜を考慮して、当該労働者に支払われる賃金を算定の基礎となる賃金総額から除外して算定される。

イ 確定保険料申告書は、納付した概算保険料の額が確定保険料の額以上の場合でも、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

ウ 繼続事業（一括有期事業を含む。）について、前保険年度から保険関係が引き続く事業に係る労働保険料は保険年度の 6 月 1 日から起算して 40 日以内の 7 月 10 日までに納付しなければならないが、保険年度の中途で保険関係が成立した事業に係る労働保険料は保険関係が成立した日の翌日から起算して 50 日以内に納付しなければならない。

エ 特別加入保険料に係る概算保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならないところ、労働保険徴収法第 21 条の 2 第 1 項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託している場合、日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店をいう。以下本肢において同じ。）を経由して提出することができるが、この場合には、当該概算保険料については、日本銀行に納付することができない。

オ 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業の一般保険料については、所轄公共職業安定所は当該一般保険料の納付に関する事務を行うことはできない。

- A (アとイ)      B (アとエ)      C (イとウ)  
D (ウとオ)      E (エとオ)

## 解答・解説



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとエを誤りとするBが正解となる。

### 問9 正解B

#### ア × (法11条1項、2項)

賃金総額は、事業主がその事業に使用する「すべての労働者」に支払う賃金の総額とされており、1日30分未満しか働かない労働者支払われる賃金を算定の基礎となる賃金総額から除外して算定されるという規定はない。

#### イ ○ (労働保険徴収法施行規則(以下問10まで「則」とする)38条ほか)

設問のとおりである。納付すべき確定保険料がない場合における確定保険料申告書の提出については、日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店。以下同じ)を経由して行うことはできない。

#### ウ ○ (法15条1項)

設問のとおりである。なお、有期事業の概算保険料は、有期事業の事業主は、その事業の期間全体に係る賃金総額の見込額を用いて計算した労働保険料を、概算保険料申告書に添えて、保険関係が成立した日から20日以内に納付しなければならない。

#### エ × (則38条1項、2項6号)

設問の場合、特別加入保険料に係る概算保険料申告書を日本銀行を経由して提出することはできない。

#### オ ○ (則1条3項、則38条3項)

設問のとおりである。公共職業安定所は、一般保険料の納付に関する事務を行うことはできない。

## 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 3〕 労働契約法等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア いわゆる採用内定の制度は、多くの企業でその実態が類似しているため、いわゆる新卒学生に対する採用内定の法的性質については、当該企業における採用内定の事実関係にかかわらず、新卒学生の就労の始期を大学卒業直後とし、それまでの間、内定企業の作成した誓約書に記載されている採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立しているものとするのが、最高裁判所の判例である。
- イ 使用者は、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として当然に、安全配慮義務を負う。
- ウ 就業規則の変更による労働条件の変更が労働者の不利益となるため、労働者が、当該変更によって労働契約の内容である労働条件が変更後の就業規則に定めるところによるものとはされないことを主張した場合、就業規則の変更が労働契約法第 10 条本文の「合理的」なものであるという評価を基礎付ける事実についての主張立証責任は、使用者側が負う。
- エ 「使用者が労働者を懲戒するには、あらかじめ就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておくことをもって足り、その内容を適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていない場合でも、労働基準法に定める罰則の対象となるのは格別、就業規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生ずることに変わりはない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
- オ 労働契約法第 18 条第 1 項の「同一の使用者」は、労働契約を締結する法律上の主体が同一であることをいうものであり、したがって、事業場単位ではなく、労働契約締結の法律上の主体が法人であれば法人単位で、個人事業主であれば当該個人事業主単位で判断される。

- A (アとウ)      B (イとエ)      C (ウとオ)  
D (アとエ)      E (イとオ)

## 解答・解説



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとエを誤りとするDが正解となる。

### 問3 正解D

#### ア × (最二小昭 54.7.20 大日本印刷事件)

最高裁判所は、「いわゆる採用内定の制度は、従来わが国において広く行われているところであるが、その実態は多様であるため、採用内定の法的性質について一義的に論断することは困難というべきである。したがって、具体的な事例につき、採用内定の法的性質を判断するにあたっては、当該企業の当該年度における採用内定の事実関係に即してこれを検討する必要がある。」としている。なお、いわゆる新卒学生に対する採用内定の法的性質について一般論として述べるところによれば、新卒学生の就労の始期を大学卒業直後とし、それまでの間、内定企業の作成した誓約書に記載されている採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立するものとする。

#### イ ○ (労働契約法5条、平24.8.10基発0810第2号)

設問のとおりである。労働契約法第5条は、使用者は、労働契約に基づいてその本来の債務として賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として当然に安全配慮義務を負うことを規定したものであるとしている。

#### ウ ○ (労働契約法10条、平24.8.10基発0810第2号ほか)

設問のとおりである。当該就業規則の不利益変更に関して、周知の状況、変更内容の合理性についての主張立証責任は使用者が負うものとされる。

#### エ × (最二小平 15.10.10 フジ興産事件)

使用者が労働者を懲戒するには、あらかじめ就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておくことを要し、「就業規則が法的規範としての性質を有するものとして、拘束力を生ずるためには、その内容を適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていることを要するものというべきである。」とするのが、最高裁判所の判例である。

**才 ○ (平 24.8.10 基発 0810 第 2 号)**

設問のとおりである。ただし、使用者が、就業実態が変わらないにもかかわらず、労働契約法 18 条に規定する無期転換申込権の発生を免れる意図をもって、派遣形態や請負形態を偽装して、労働契約の当事者を形式的に他の使用者に切り替えた場合は、法を潜脱するものとして、労働契約法 18 条の通算契約期間の計算上「同一の使用者」との労働契約が継続していると解される。

[問 10] 次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、本問は、平成 29 年版厚生労働白書を参照している。

- A 我が国の国民負担率（社会保障負担と租税負担の合計額の国民所得比）は、昭和 45 年度の 24.3%から平成 27 年度の 42.8%へと 45 年間で約 1.8 倍となっている。
- B 第 190 回国会において成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」では、私的年金の普及・拡大を図るため、個人型確定拠出年金の加入者範囲を基本的に 20 歳以上 60 歳未満の全ての方に拡大した。
- C 年金額については、マクロ経済スライドによる調整ができるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から、年金の名目額が前年度を下回らない措置（名目下限措置）は維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分（キャリーオーバー分）を含めて調整することとした。この調整ルールの見直しは、平成 30 年 4 月に施行された。
- D 年金積立金の運用状況については、年金積立金管理運用独立行政法人が半期に 1 度公表を行っている。厚生労働大臣が年金積立金の自主運用を開始した平成 11 年度から平成 27 年度までの運用実績の累積収益額は、約 56.5 兆円となっており、収益率でみると名目賃金上昇率を平均で約 3.1% 下回っている。
- E 国民健康保険制度の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成 27 年 5 月に成立した。改正の内容の 1 つの柱が、国民健康保険への財政支援の拡充等により、財政基盤を強化することであり、もう 1 つの柱は、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国民健康保険の運営に中心的な役割を担うことである。



## 問 10 正解 D

- A ○ 「平成 29 年厚生労働白書（厚生労働省）」P. 12

設問のとおりである。国民負担率のうち、社会保障負担率は昭和 45 年度の 5.4% からほぼ一貫して上昇しており、平成 27 年度では 17.3% と 45 年間で 3 倍超となっている。

- B ○ 「平成 29 年厚生労働白書（厚生労働省）」P. 289

設問のとおりである。

- C ○ 「平成 29 年厚生労働白書（厚生労働省）」P. 285

設問のとおりである。なお、平成 31 年 4 月より、次世代育成支援の観点から、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間（単胎妊娠にあっては出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの 4 か月間、多胎妊娠にあっては出産予定月の前 3 か月目から出産予定月の翌々月までの 6 か月間）の保険料を免除することとされている。

- D × 「平成 29 年厚生労働白書（厚生労働省）」P. 287～288

年金積立金の運用状況については、年金積立金管理運用独立行政法人が「四半期」に 1 度公表を行っている。厚生労働大臣が年金積立金の自主運用を開始した「平成 13 年度」から平成 27 年度までの運用実績の累積収益額は、約 56.5 兆円となっており、収益率でみると名目賃金上昇率を平均で約 3.1% 「上回って」いる。

- E ○ 「平成 29 年厚生労働白書（厚生労働省）」P. 331

設問のとおりである。

## 健康保険法

[問2] 健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険医療機関として指定を受けた病院であっても、健康保険組合が開設した病院は、診療の対象者をその組合員である被保険者及び被扶養者のみに限定することができる。
- B 高額療養費の算定における世帯合算は、被保険者及びその被扶養者を単位として行われるものであり、夫婦がともに被保険者である場合は、原則としてその夫婦間では行われないが、夫婦がともに70歳以上の被保険者であれば、世帯合算が行われる。
- C 任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格の喪失の要件に該当した場合は、被保険者が保険者等に資格喪失の届書を提出しなければならず、当該資格喪失の効力は、保険者等の確認によって生ずる。
- D 標準報酬月額が1,330,000円（標準報酬月額等級第49級）である被保険者が、現に使用されている事業所において、固定的賃金の変動により変動月以降継続した3か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上であるものとする。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が1,415,000円となつた場合、隨時改定の要件に該当する。
- E 被保険者が通勤途上の事故で死亡したとき、その死亡について労災保険法に基づく給付が行われる場合であっても、埋葬料は支給される。



## 問 2 正解 D

### A × (法 63 条 3 項 3 号、昭 32.9.2 保険発 123 号)

保険医療機関として指定を受けた病院は、すべての被保険者及び被扶養者の診療を行うものであり、保険者を限定し、その被保険者及び被扶養者のみを診療することはできないとされており、健康保険組合が開設した病院であっても、指定を受けている以上、診療の対象者をその組合員である被保険者及び被扶養者のみに限定することができない。

### B × (法 115 条、令 41 条ほか)

世帯合算は、被保険者及び被扶養者を単位として行われるものであり、夫婦がともに 70 歳以上の被保険者であっても、高額療養費の算定における世帯合算は行われない。設問前段の記述は正しい。

### C × (法 39 条 1 項、法附則 3 条 6 項)

任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格喪失の要件に該当した場合は、保険者等による確認は行われず、資格喪失の関係が生じるとそのまで効力が生じる。

### D ○ (法 43 条 1 項、平 28.3.14 保発 0314 号第 1 号)

設問のとおりである。なお、標準報酬月額が 1,390,000 円（標準報酬月額等級第 50 級）である被保険者が、現に使用されている事業所において、固定的賃金の変動により変動月以降継続した 3 か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17 日以上であるものとする）に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が 1,355,000 円未満となった場合も、隨時改定の要件に該当する。

### E × (法 55 条 1 項、昭 48.12.1 保険発 105 号・府保険発 24 号)

健康保険法 55 条の規定により、通勤災害として給付しないものとするのは、当該事故が通勤災害の範囲に該当するものであるほか、当該被保険者が使用される事業所につき労災保険が適用され又は適用されるべき場合である。設問の場合は、労災保険法における葬祭給付が支給されるため、埋葬料は支給されない。

[問8] 健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。なお、本問における短時間労働者は、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者をいう。

- ア 特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者資格の取得の要件の1つである、1週間の所定労働時間が20時間以上であることの算定において、1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでない場合は、当該周期における1週間の所定労働時間の平均により算定された時間を1週間の所定労働時間として算定することとされている。
- イ 短時間労働者を使用する特定適用事業所の被保険者の総数（短時間労働者を除く。）が常時500人以下になり、特定適用事業所の要件に該当しなくなった場合であっても、事業主が所定の労働組合等の同意を得て、当該短時間労働者について適用除外の規定の適用を受ける旨の申出をしないときは、当該短時間労働者の被保険者資格は喪失しない。
- ウ 全国健康保険協会管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者が被保険者としての要件を満たし、かつ、同時に健康保険組合管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者としての要件を満たした場合は、全国健康保険協会が優先して、当該被保険者の健康保険を管掌する保険者となる。
- エ 特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者資格の取得の要件の1つである、報酬の月額が88,000円以上であることの算定において、家族手当は報酬に含めず、通勤手当は報酬に含めて算定する。
- オ 全国健康保険協会管掌健康保険において、短時間労働者ではない被保険者は、給与締め日の変更によって給与支給日数が減少した場合であっても、支払基礎日数が17日以上であれば、通常の定時決定の方法によって標準報酬月額を算定するものとして取り扱われる。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| A (アとエ) | B (アとオ) | C (イとウ) |
| D (イとオ) | E (ウとエ) |         |



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとエを誤りとするEが正解となる。

### 問8 正解E

ア ○ (法3条1項9号、平28.5.13保保発0513第1号ほか)

設問のとおりである。

イ ○ (法3条1項9号、平24法附則46条2項)

設問のとおりである。特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の健康保険の被保険者に対する規定の適用については、当該適用事業所が「引き続き特定適用事業所であるものとみなす」ものとされている。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち健康保険の被保険者であるものの4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申出をした場合は、特定適用事業所とされない。

ウ × (法3条1項9号、法7条、則1条1項)

2以上の事業所に使用される者の保険者の選択は、当該事業所に使用される被保険者が行うものとされ、設問の場合における短時間労働者として被保険者の要件を満たすものについても、同様とされる。設問のような、全国健康保険協会が優先して、当該被保険者の健康保険を管掌する保険者となるという規定はない。

エ × (法3条1項9号、則23条の4第6号)

報酬の月額が88,000円以上であることの算定において、最低賃金において算入しないことを定める賃金は、含めないこととされている。したがって、報酬の月額が88,000円以上であることの算定において、家族手当及び通勤手当は、ともに報酬に含めない。

オ ○ (法41条1項、平29.6.2事務連絡)

設問のとおりである。設問の被保険者は、報酬支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は報酬月額の算定の基礎から除外されるが、給与締め日の変更によって給与支給日数が減少した場合であっても、支払基礎日数が17日以上であれば、通常の定時決定の方法によって標準報酬月額を算定す

るものとされる。

## 厚生年金保険法

[問 2] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 老齢基礎年金を受給している 66 歳の者が、平成 30 年 4 月 1 日に被保険者の資格を取得し、同月 20 日に喪失した（同月に更に被保険者の資格を取得していないものとする。）。当該期間以外に被保険者期間を有しない場合、老齢厚生年金は支給されない。
- イ 在職老齢年金の仕組みにより支給停止が行われている老齢厚生年金を受給している 65 歳の者が、障害の程度を定めるべき日において障害手当金に該当する程度の障害の状態になった場合、障害手当金は支給される。
- ウ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（第 1 号厚生年金被保険者期間のみを有する者とする。）が 65 歳に達し、65 歳から支給される老齢厚生年金の裁定を受けようとする場合は、新たに老齢厚生年金に係る裁定の請求書を日本年金機構に提出しなければならない。
- エ 第 1 号厚生年金被保険者に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。
- オ 障害厚生年金は、その受給権が 20 歳到達前に発生した場合、20 歳に達するまでの期間、支給が停止される。
- A 一つ  
B 二つ  
C 三つ  
D 四つ  
E 五つ

## 解答・解説



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウ及びエの2肢が正しいため、Bが正解となる。

## 問2 正解B

### ア × (法19条2項、法42条)

設問における、いわゆる同月得喪の月である平成30年4月は、厚生年金保険の被保険者期間を1か月有するものとされる。また、設問の者は老齢基礎年金を受給しているため、受給資格期間は満たしている。65歳以後に支給する老齢厚生年金は、被保険者期間は1月以上とされているため、設問の者に老齢厚生年金は支給される。

### イ × (法56条1号)

障害の程度を定めるべき日において、老齢厚生年金の受給権者である者は、障害手当金は支給されない。本問の者は、在職老齢年金の仕組みにより、老齢厚生年金の支給は停止されているが、老齢厚生年金の受給権者であるので、障害手当金は支給されない。

### ウ ○ (則30条の2第1項ほか)

設問のとおりである。特別支給の老齢厚生年金と65歳から支給される老齢厚生年金は、別のものであるから、新たに老齢厚生年金に係る裁定の請求書を日本年金機構に提出しなければならない。

### エ ○ (法88条)

設問のとおりである。

### オ × (法47条、法54条ほか)

設問のような規定はない。なお、国民年金法30条の4の規定による20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金において、初診日において20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したとき、所定の障害等級に該当している場合は、翌月からその者に障害基礎年金が支給される。

[問 9] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が厚生年金保険法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する船舶に使用され、かつ、同時に事業所に使用される場合においては、船舶所有者（同号に規定する船舶所有者をいう。以下同じ。）以外の事業主は保険料を負担せず、保険料を納付する義務を負わないものとし、船舶所有者が当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負うものとされている。
- B 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、例えば、平成 29 年 10 月 1 日に資格取得した被保険者が、平成 30 年 3 月 30 日に資格喪失した場合の被保険者期間は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月までの 5 か月間であり、平成 30 年 3 月は被保険者期間には算入されない。なお、平成 30 年 3 月 30 日の資格喪失以後に被保険者の資格を取得していないものとする。
- C 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であれば、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。
- D 実施機関は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は厚生年金保険法第 44 条第 1 項の規定によりその者について加給年金額の加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。
- E 雇用保険法に基づく基本手当と 60 歳台前半の老齢厚生年金の調整は、当該老齢厚生年金の受給権者が、管轄公共職業安定所への求職の申込みを行うと、当該求職の申込みがあった月の翌月から当該老齢厚生年金が支給停止されるが、当該基本手当の受給期間中に失業の認定を受けなかったことにより、1 日も当該基本手当の支給を受けなかった月が 1 か月あった場合は、受給期間経過後又は受給資格に係る所定給付日数分の当該基本手当の支給を受け終わった後に、事後精算の仕組みによって直近の 1 か月について当該老齢厚生年金の支給停止が解除される。

## 解答・解説



## 問9 正解E

- A  (厚生年金保険法施行令（以下問10まで「令」とする）4条4項)

設問のとおりである。

- B  (法19条1項)

設問のとおりである。被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされる。設問の場合、資格を取得した月が平成29年10月で、資格を喪失した月の前月が平成30年2月とされる。

- C  (法37条1項)

設問のとおりである。設問の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であったときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた被保険者又は被保険者であった者の子であって、その者の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものは、未支給の保険給を請求することができる子とみなされる。

- D  (法97条1項)

設問のとおりである。実施機関は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

- E  (法附則7条の4第2項、法附則11条の5、則34条の3)

設問における「当該基本手当の受給期間中に失業の認定を受けなかったことにより、1日も当該基本手当の支給を受けなかつた月（基本手当の支給を受けた日とみなされる日がなかつた月）」については、事後精算の仕組みではなく、暦月単位の支給停止の解除が行われる。

## 国民年金法

[問 5] 国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 遺族基礎年金の受給権を有する子が 2 人ある場合において、そのうちの 1 人の子の所在が 1 年以上明らかでないとき、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、その申請のあった日の属する月の翌月から、その支給を停止する。
- イ 振替加算の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者が、障害厚生年金（当該障害厚生年金は支給停止されていないものとする。）の支給を受けることができるときは、その間、振替加算の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。
- ウ 政府は、障害の直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、障害基礎年金の給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- エ 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が婚姻をしたときは消滅するが、老齢基礎年金の支給繰上げの請求をしても消滅しない。
- オ 振替加算は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合は、請求のあった日の属する月の翌月から加算され、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合は、申出のあった日の属する月の翌月から加算される。
- A 一つ  
B 二つ  
C 三つ  
D 四つ  
E 五つ

## 解答・解説



本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イ、ウ及びエの3肢が正しいため、Cが正解となる。

## 問5 正解C

### ア × (法42条1項)

遺族基礎年金の受給権を有する子が2人ある場合において、そのうちの1人の子の所在が1年以上明らかでないとき、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、「その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって」、その支給を停止する。

### イ ○ (昭60法附則16条1項)

設問のとおりである、老齢基礎年金の受給権者が、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されているものを除く）の支給を受けることができるときは、その間、振替加算に相当する部分の支給が停止される。

### ウ ○ (法22条1項)

設問のとおりである。設問の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免れる。

### エ ○ (法40条)

設問のとおりである。遺族基礎年金の受給権は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求をしても消滅しない。

### オ × (昭60法附則14条4項)

振替加算は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合、原則として老齢基礎年金の受給権者が65歳に達した日の翌月から加算され、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合には、当該申出のあった日の属する月の翌月から加算される。

[問 9] 老齢基礎年金等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 63 歳のときに障害状態が厚生年金保険法に規定する障害等級 3 級に該当する程度に軽減し、障害基礎年金の支給が停止された者が、3 級に該当する程度の状態のまま 5 年経過後に、再び障害状態が悪化し、障害の程度が障害等級 2 級に該当したとしても、支給停止が解除されることはない。
- B 45 歳から 64 歳まで第 1 号厚生年金被保険者としての被保険者期間を 19 年有し、このほかには被保険者期間を有しない老齢厚生年金の受給権者である 68 歳の夫（昭和 25 年 4 月 2 日生まれ）と、当該夫に生計を維持されている妻（昭和 28 年 4 月 2 日生まれ）がいる。当該妻が 65 歳に達し、老齢基礎年金の受給権を取得した場合、それまで当該夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されていれば、当該妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- C 60 歳から 64 歳まで任意加入被保険者として保険料を納付していた期間は、老齢基礎年金の年金額を算定する際に保険料納付済期間として反映されるが、60 歳から 64 歳まで第 1 号厚生年金被保険者であった期間は、老齢基礎年金の年金額を算定する際に保険料納付済期間として反映されない。
- D 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、65 歳に達するまでは、繰上げ支給の老齢基礎年金と遺族厚生年金について併給することができないが、65 歳以降は併給することができる。
- E 平成 30 年度の老齢基礎年金の額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナスで物価変動率がプラスとなったことから、スライドなしとなり、マクロ経済スライドによる調整も行われず、平成 29 年度と同額である。



## 問9 正解A

**A × (法35条)**

障害基礎年金は、受給権者の障害の程度が軽減し、厚生年金保険法の規定による障害等級3級にも該当しなくなった場合であって、そのまま障害等級3級にも該当することなく65歳に達したとき又は3年を経過したときのいずれか遅い方に達したときに、失権するとされるが、設問の者は、「3級に該当する程度の状態のまま5年経過後に、再び障害状態が悪化し、障害の程度が障害等級2級に該当した」ため、失権せず、支給停止されていたため、再び、障害等級2級に該当した場合、障害基礎年金が支給される。

**B ○ (昭60法附則12条1項4号、昭60法附則14条1項ほか)**

設問のとおりである。設問の老齢厚生年金の受給権者である夫は、被保険者期間は19年であるが、第1号厚生年金被保険者期間を有する中高齢の特例により、その年金額の計算の基礎となる期間の月数が240以上である老齢厚生年金の受給権者である要件を満たす。よって、当該夫には、老齢厚生年金に加給年金が加算される。そのため妻が65歳に達し、老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、当該妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。

**C ○ (法附則5条10項ほか)**

設問のとおりである。第2号被保険者のうち20歳以上60歳未満の期間が老齢基礎年金の適用においては保険料納付済期間とされているが、20歳未満及び60歳以上の期間は、老齢基礎年金の適用において、保険料納付済期間とされない。

**D ○ (法20条1項)**

設問のとおりである。受給権者が65歳に達していない場合の年金給付は、その受給権者が支給事由の異なる厚生年金保険法による年金たる保険給付を受けることができるときは、その間、その支給が停止される。そのため、65歳に達するまでは、設問の繰上げ支給の老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給することができないが、65歳以上の受給権者に係る年金給付のうち老齢基礎年金と遺族厚生年金、障害基礎年金と老齢厚生年金、又は、障害基礎年金と遺族厚

生年金は併給される。

E ○ (法 27 条の 4 第 2 項 3 号、法 27 条の 5 第 2 項 2 号、改定率改定令 1 条)

設問のとおりである。平成 30 年度の老齢基礎年金の額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が -0.4% で物価変動率が 0.5% となつたことから、スライドなしとなり、マクロ経済スライドによる調整も行われず、平成 29 年度と同額である。